

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

| 総合特区名 | 整理番号 | 提案事項名 | 提案事項の具体的内容 | 国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案とあり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討) | | | | | | | | 国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他) | | | 内閣府整理(コメント欄) (4/3時点) | 内閣府整理 I~IV |
|--------------------------------------|------|--|---|--|------------------|---|------------|----------------------|------------------|---|------------|---|---|--|-------------------------|------------|
| | | | | 提案事項名 | 担当省庁担当課 | 根拠法令 | 対応 | 実施時期 | スケジュール | 理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など | ※対応の但し書き | 対応 | 理由等 | | | |
| 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 | 882 | 外国医師等臨床研修制度に係る規制緩和【高度がん医療拠点の形成事業】 | 日本の免許を持たない外国医師、外国看護師等が、診療業務等に従事して日本の優れた医療に関する知識・技能を習得したり、病院や医師間の交流を促進するため、診療所における臨床研修を認めるなど、臨床研修制度及びその運用を緩和する。 ①診療所も厚生労働大臣の指定を受けることができるようにする。 ②「教授を行う場合」を「研修を行う場合」に変更し、報酬を支払うことができる場合を明確化する。また、臨床研修で訪日する場合は、就労活動が可能なら在留資格を付与する。 | 外国医師等臨床研修制度に係る規制緩和【高度がん医療拠点の形成事業】(りんくう) | 厚生労働省医政局医事課 | 外国医師等が行う臨床研修に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律 | ①:C ②:E | できる だけ早期に 法案提出 | - | ①について ○ 臨床研修受入病院については、外国医師等に高度な水準の医療に関する知識・技術を習得させるため、充実した設備や指導医による実地の指導体制が十分確保されていることが担保されている病院から指定することとしており、診療所を指定の対象とするためには、人員配置基準等、病院と同等の要件を満たしている必要があります。 ○ なお、受入病院と緊密な連携体制を確保する診療所での臨床研修の実施については、現在制度改正に向けて検討しているところであり、こうした制度を活用することで、診療所においても臨床研修を実施することは可能であると考えております。 ②について ○ 臨床研修は、医療に関する知識及び技能の習得を目的としたものであり、必ず日本人指導医の実地の指導監督の下で行わなければならないことは当然のことであり、本地域として「労働者」として外国医師等を受け入れ、実態として「就労」させることは、臨床研修制度の目的を逸脱しており、そのような場合は臨床研修として認められません。 | ①:c ②:d | ①について ○ 当該特別の措置を受けようとしている診療所においては、貴省が定める「臨床研修病院の指定基準」に照らし、受入専門分野について、人員配置基準等、病院と同等の要件を満たしているものと考えております。 ○ また、貴省において、「受入病院と密接な連携体制を確保する」ことを条件に診療所での臨床研修の実施についてご検討中であることをもってしても、「病院ではない」という理由だけで、外国医師等の受入ができない合理的な理由はないと考えております。 ○ 当該特別の措置を受けようとしている診療所は、受入専門分野においては、病院よりも豊富な症例数を有していることから、診療所単独での受入を可能とするよう、特別の措置をお願いします。 ②について ○ 臨床研修は、医療に関する知識及び技能の習得を目的としたものであり、必ず日本人指導医の実地の指導監督の下で行わなければならないことは当然のことであり、本地域として「労働者」として外国医師等を受け入れ、実態として「就労」させることは考えておりません。 ○ しかしながら、潜在に要する費用を支給することにより、国際交流がより促進されると考えられることから、特別の措置をお願いします。 | ①について 提案者が、病院と同等の要件を満たしている診療所について、今後その要件が満たされることの担保措置を明確にした上で、厚生労働省に再考を求める。 ②について 当初の提案内容から変更されていることから、提案内容を提案者で明確にした上で、当該提案内容について、現行制度に照らして問題が無いかを厚生労働省に確認をしていただく。 | ①: III ②: II | | |
| 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 | 883 | 特定病床設置に係る手続きの緩和【高度がん医療拠点の形成事業】 | 次の要件を満たす医療機関を対象に、本地域りんくうタウン内に限定して、特定病床の特例に係る手続きのうち、厚生労働省との協議・同意を不要とする。 (要件) ・高度ながん医療を提供できる医療機関であること。 ・国内外の医療ニーズに対応できる医療機関であること。 | 特定病床設置に係る手続きの緩和【高度がん医療拠点の形成事業】 | 厚生労働省医政局指導課 | 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第7項 医療法施行令(昭和23年政令第326号)第5条の3及び第5条の4 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の32の第2第1項 | F | - | 平成24年度中を目途に結論を得る | 既存の制度でどこまで対応できるか、指定自治体からも情報提供を受けながら検討。 なお、特例病床に関して、救急医療・周産期・がん・治験等、客観的なデータに基づき必要な病床数を算定できるものについては、あらかじめ算定式を都道府県へ示して、その算定式に則している場合は審査を簡略化することについて、全国知事会と適宜調整の上、平成24年度中を目途に結論を得ることとしております。 | d | ○ 総合特区制度については「関係主体の合意に基づく地域の責任ある関与がなされている区域に対し、従来は全国的展開に踏み切れない規制・制度改革を区域限定で実施し、地域の自主性、自立性を高める突破口とする。」とされているところ(「総合特別区域基本方針」H23.8.15閣議決定)。 ○ 既存の制度を活用する場合、あるいはご検討されている審査の簡略化について、もっとも障害となるのがスピード感。病床整備は最速のスケジュールで行うことが必要であり、建設期間を考慮すれば、H24年度に土地を取得の上、工事着工、H26年度中に開業、というスケジュールでの事業実施を予定しています。 ○ 事業者としては、「病床の増床が認められるのか」、「認められるとしても何床増床できるのか」などの条件が明らかになるまでは、土地の取得や建物の建設に着手できないことから、「H24年度中を目途に結論を得る」では間に合わないと考えております。 ○ 本地域としては、秋ごろを目途に、府の医療審議会に諮る必要があると考えているため、本地域に限定した要件緩和について特別の措置をお願いします。 | ・通常の手続を行った場合における提案内容の実現性について、厚生労働省に確認する。 ・平成24年度中を目途に結論を出すとしている審査の簡略化について、前倒しができないか、厚生労働省に再考を求める。 | II | | |
| 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 | 884 | ペット(犬・猫)の輸入検査制度の緩和【高度獣医療拠点づくり事業】 | 海外のペット(犬・猫)について、輸出待機期間(180日間)を経過していない場合や事前届出日数(40日)が不足している場合であっても、大阪府立大学獣医臨床センターでの診療を目的とする入国に限り、検査機能の一部を同センターに移管することにより、同センターの獣医師による診療を認める。 | ペット(犬・猫)の輸入検査制度の緩和【高度獣医療拠点づくり事業】 | 農林水産省消費・安全局動物衛生課 | 狂犬病予防法 犬等の輸出入検査規則 | E | - | - | 係留検査は、狂犬病にかかっているおそれが否定できない動物に対して行うものであり、狂犬病を国内に持ち込まない観点から、逃亡や他の動物との接触のおそれがない動物検査所の隔離施設において狂犬病に対して十分な知識を有する家畜防疫官が行う必要がある。 | a | - | - | - | I | |
| 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 | 884 | ペット(犬・猫)の輸入検査制度の緩和【高度獣医療拠点づくり事業】 | 海外のペット(犬・猫)について、輸出待機期間(180日間)を経過していない場合や事前届出日数(40日)が不足している場合であっても、大阪府立大学獣医臨床センターでの診療を目的とする入国に限り、検査機能の一部を同センターに移管することにより、同センターの獣医師による診療を認める。 | ペット(犬・猫)の輸入検査制度の緩和【高度獣医療拠点づくり事業】 | 農林水産省消費・安全局動物衛生課 | 狂犬病予防法 犬等の輸出入検査規則 | D | - | - | 輸入しようとする動物が係留不要な場合であって、かつ、病気にかかっており緊急に治療を要する場合は、犬等の輸出入検査規則第1条の「動物検査所長が困難な特別の事情があると認める場合」に該当すると考えられるので、個別の案件については動物検査所に御相談いただきたい。 | c | - | ○ 特に中国においては、富裕層を中心にペット(犬・猫)の増加が見込まれており、関空に近く、最先端の高度獣医療を行う獣医臨床センターで受診したいという需要があることを現地調査等において把握しております。 ○ しかしながら、40日間の事前届出が入国の制約となっていることから、当センターでの受診に限り、「40日前」という要件を緩和していただければ、今後需要が見込まれる海外ペットの受入促進につながる、地域の活性化が図られるものと考えます。 ○ このことから、当センターで受診を希望する海外のペット(犬・猫)について、「病気にかかっており緊急に治療を要する場合」だけでなく、通常の治療や検診も含め、係留不要という条件のもとで、事前届出の「40日前」という要件を緩和し、実務上、必要最小限の日数での届出とするよう制度化をお願いします。 | ・提案者に再度提案内容を詳細に確認し、制約の具体的な状況を示した上で、提案内容について、農林水産省に見解を確認する。 | III | |
| 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 | 886 | 旅行業法の特例【健康や医療目的の訪日観光促進】 【ホスピタリティ・地域魅力の向上事業】 | 一定の研修を修了した者を旅行業取扱管理者とみなすことで、本地域内の宿泊業者等(ホテル旅館等)や医療機関における医療事務受託者が旅行業者代理業を営むことを認める。 | 旅行業法の特例【健康や医療目的の訪日観光促進】 【ホスピタリティ・地域魅力の向上事業】 | 国土交通省観光庁観光産業課 | 旅行業法 | D | - | - | ご提案の内容については、宿泊施設にあるインターネット端末を通じて宿泊客が旅行業者と直接契約を行うか、オンラインシステムの端末機の設置を行う等のコンピニエンスストアでの販売と同様の方法をとることにより、現行法内において対応可能。実際に旅行商品を販売する場所・形態等の詳細について決まり次第、個別にご相談ください。 | c | - | ○ 今般の規制緩和に関する提案については、端末機を設置する場所の規制緩和ではなく、端末機の代わりに宿泊施設などの旅行業法の適用を受けない事業所において有人対応で旅行商品を販売することに對する規制緩和をお願いしているところであり、 ○ なお、観光整備法に基づく旅行業法の特例の適用を受けるのに指定されている必要な研修及び研修時間の履行に加え、消費者保護の観点から旅行商品の販売に関する知識等に係る旅行業者からの研修の実施も検討しているところです。 | ・実務者協議における発言と、自治体の見解が異なるため、提案者が求める規制緩和等の内容について再度詳細に確認する。 | IV | |
| 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 | 887 | 医療通訳認定制度の創設(医療言語人材の資格化) 【国際医療サポートセンター事業】 | 本地域では、平成18年にりんくう総合医療センターに、わが国の医療機関に先駆けて「国際外来」を開設し、約60名の実践的な医療通訳が養成され、通訳者の組織「IMEDIATA」が設立されている。 そこで、本医療機関、団体をモデルに、医療通訳の認定制度について検討を行い、制度を創設。 | 医療通訳認定制度の創設(医療言語人材の資格化) 【国際医療サポートセンター事業】 | 経済産業省ヘルスケア産業課 | - | C | 平成24年度 | - | 医療言語人材の質の確保のあり方の検討は医療サービス国際化推進事業においても検討を行っているところ、当該自治体及び関係機関と協力して事業を進めていく方針。具体的には、医療言語人材の質の確保のあり方について当該特区関係自治体等との密接な意見交換を開始。 | b | ○ 医療通訳(医療言語人材)の質の確保については、レベルの「見える化」が必須と考えます。様々な課題があることは認識しておりますが、「医療通訳認定制度の創設」というゴールをお示しいただいた上で、スピード感をもって、ともに具体的な検討を進めていただければと考えております。 | ・国際医療サポートセンター事業に係る個別事業の関係について、提案者と経済産業省で認識の共有を図るため、事務レベル協議とは別に個別に対応を行う。 | II | | |

内閣府整理 I:提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II:提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
 III:取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV:一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

| 総合特区名 | 整理番号 | 提案事項名 | 事務レベル協議を実施したもの | 国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施。B:条件を提示して実施。C:代替案の提示、D:現行法令等での対応可能、E:対応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討) | | | 国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他) | | 省庁の最新見解 | 内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点) | 内閣府再整理 I~IV | |
|--------------------------------------|------|--|----------------|---|------|------------------|--|----|--|--------------------------|--|-----|
| | | | | 対応 | 実施時期 | スケジュール | 理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など | 対応 | | | | 理由等 |
| 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 | 882 | 外国医師等臨床修練制度に係る規制緩和【高度がん医療拠点の形成事業】 | ○ | A-2 | - | 早期の法案提出を目指す | 厚生労働省において、検討中の「病院と緊密に連携のとれた診療所における外国人医師の臨床修練を認める制度」について、早期の法案提出を目指すことで合意。 | d | 実効性のある制度となるよう、制度の運用について引き続き協議をお願いします。 | A-2 | ①について 厚生労働省が提示した代替案を自治体が了承したことから協議終了。但し、自治体は早期の代替案の実現を求めていることから、厚生労働省は、検討中の「病院と緊密に連携のとれた診療所における外国人医師の臨床修練を認める制度」について、可能な限り早期に法案を提出すること。 ②について 臨床修練で来日した外国人医師に対して、自治体独自の取組として滞在費用(宿泊費、食費等)を支援することについて、厚生労働省から現行法制度上、問題なしとの見解をいただいたことから、協議終了。 | I |
| 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 | 883 | 特定病床設置に係る手続きの緩和【高度がん医療拠点の形成事業】 | | F | - | 平成24年度中を目途に結論を得る | 特例病床の協議について、御要望の整備スケジュールを踏まえ、できるだけ速やかに提案者である大阪府と十分協議していきたい。 | a | 整備スケジュールを踏まえ、特定病床の設置に向けた迅速かつ十分な協議をお願いします。 | F | 自治体の要望は実現可能となったことから協議終了。厚生労働省は、自治体から特定病床設置に係る手続の申請があった際には、その手続きを迅速に処理すること。 | I |
| 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 | 884 | ペット(犬・猫)の輸入検査制度の緩和【高度獣医療拠点づくり事業】 | | | | | | | | E | 農林水産省より実施しないとの見解が示されたことについて、自治体は了解しており、要望を取り下げたため協議終了。 | IV |
| 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 | 884 | ペット(犬・猫)の輸入検査制度の緩和【高度獣医療拠点づくり事業】 | | D | - | - | 大阪府立大学獣医療センターで受診を希望する海外のペット(犬・猫)については、その輸入に際し、動物検査所において係留検査が必要か否かを判断する等適切な輸入検査を行うために、犬等の輸出入検査規則第1条第1項の規定により、原則として輸入の40日以上前の事前届出が必要となるが、 ①慢性疾患の治療や健康診断のために来院する場合には、予め計画的に日程を決定することにより、輸入の40日以上前の事前届出を行うことが可能であること。 ②急に病状が悪化するなどして緊急に同センターに転院する必要がある場合や、診療の結果、再度診療を受けることが必要となり、次の来院までの期間が短い場合など、動物検査所長が輸入の40日以上前の事前届出が困難な特別な事情があると認める場合には、輸入40日前以降の届出が例外として認められることから、現行法令で対応可能。 このことについて、実務者レベル協議の結果、自治体了解。 | b | 府立大学獣医療センターの受診(健診を含む)を希望する海外のペット(犬・猫)に係る40日前届出規制の緩和について、基本的には現行法令の範囲内で対応可能とのことであるが、関空動物検査所長の見解は、獣医療センターも他機関と同様、規則に基づき個々の事情を考慮し判断することであった。 当方の提案は、特区内にある獣医療センターを受診される場合は、所長の個々の判断をまず、特例として必要最小限の日数で入国を認めていただきたいということであり、見解の相違がある。なお、その実現のためには、獣医療センターと関空動物検査所が連携を密にし、情報共有を図っていく必要があることから、両機関の協力体制を明確にした連携協定等を締結し、海外からより多くのペットをスムーズに獣医療センターで受け入れることで、特区内における高度獣医療拠点づくりを推進していきたいと考えている。当方の提案を踏まえ、両機関での連携協定等締結にご理解願います。 | D | 自治体の要望は実現可能となったため協議終了。但し、自治体の要望を円滑に実現するため、当事者である大阪府立大学獣医療センターと関西空港動物検査所との間で決められた現行制度における運用方法について明確化すること。 | I |
| 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 | 886 | 旅行業法の特例【健康や医療目的の訪日観光促進】 【ホスピタリティ・地域魅力の向上事業】 | | | | | | | | D | 要望の実現に向けて、旅行業法の適用を受けない事業所における有人対応での旅行商品の販売のあり方について更に検討を行うことが必要。一旦協議は終了するが、検討をした上で、秋以降に国土交通省と改めて協議を行うこと。 | IV |
| 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 | 887 | 医療通訳認定制度の創設(医療言語人材の資格化) 【国際医療サポートセンター事業】 | | C | - | 平成24年度 | ご指摘いただいているとおり、医療言語人材の質の確保のあり方について、スピード感を持って、具体的に、当該特区関係自治体等との密接な意見交換を進めていく。 | a | 7月ごろに予定されている、本地域を含めた関係機関との全国的な議論の中で、医療通訳(医療言語人材)の質の確保のあり方に関するゴールやスケジュール感、及びマイルストーンについて議論を深めていきたい、と考えています。 | C | 自治体の提案する医療通訳認定制度については、自治体及び経済産業省の双方で、緊密に意見交換を進めながら医療通訳(医療言語人材)の質のあり方について検討を行うこととし、自治体と経済産業省の双方の合意の下、引き続き協議を行うこと。 | II |